

令和4年度

4教委第3号

亀岡市立育親学園義務教育学校校舎新築等設計業務委託
特記仕様書

※この仕様書は、「亀岡市立育親学園義務教育学校校舎新築等設計業務委託に係る公募型プロポーザル業務説明書 兼 実施要領」15. 契約締結に記載されている「細部にわたる協議、調整を含む契約交渉」を行う際に提示する業務委託内容を示した特記仕様書です。

現時点では参考資料です。

内容については、協議・調整時に若干の変更を行う場合があります。

亀岡市教育部教育総務課

I 業務概要

1. 業務名称 亀岡市立育親学園義務教育学校校舎新築等設計業務委託

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 亀岡市立育親学園
(2) 敷地の場所 亀岡市 本梅町中野 地内
(3) 施設の用途 義務教育学校
(平成31年国土交通省告示第98号 別添二第七第一類)

3. 事業の目的

当該事業は、亀岡市立育親学園の開校に伴い、既存の学校敷地内に新校舎などの整備を行うものである。

新校舎の完成後は、既存校舎関係建物（既存校舎棟、屋内運動場、駐輪場等附属建築物）を全て除却し、新たにグラウンドの整備を行う。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a 敷地の面積 26,134.80㎡
b 用途地域等 都市計画区域外
用途地域 指定なし 建蔽率 指定なし 容積率 指定なし
防火地域指定 指定なし 亀岡市景観計画(一般地区)
c インフラ 上下水道：亀岡市上水道 公共下水
電気：高圧受電可能（亀岡ふるさとエナジー株式会社）
ガス：LPガス
情報：亀岡市地域イントラネット

(2) 施設の条件

① 新校舎・建物

- a 施設の延べ面積 校舎 概ね5,000㎡ 屋内運動場 概ね1,000㎡
※参考として、文部科学省必要面積を記載する。
前期課程校舎 2,804㎡ 屋内運動場 894㎡
後期課程校舎 2,486㎡ 屋内運動場 1,138㎡

b 主要構造 未定 ※基本設計にて決定する。可能な限りの木質化を図る。

c 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年制定）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- | | |
|------------|----|
| 1) 構造体 | Ⅱ類 |
| 2) 建築非構造部材 | A類 |
| 3) 建築設備 | 乙類 |

② 除却建物

- | | | | | |
|-----|-------|----------|------|-----------|
| 建物① | 校舎棟 | RC造2階建て | 延べ面積 | 3,508.07㎡ |
| 建物② | 屋内運動場 | RC造一部鉄骨造 | 延べ面積 | 694.00㎡ |

建物③	駐輪場	鉄骨造（屋根：金属折板）	305.00㎡
建物④	附属建築物	灯油庫、体育器具庫2棟	合計 41.00㎡

(3) 建設の条件

① 亀岡市立育親学園整備事業

a 工事費 概ね2,800,000,000円（諸経費・消費税を含む事業費総額）

b 工事工期 令和6年度工事着手 令和7年度内完成予定。

(4) その他の与条件 別紙設計概要による。

(5) 実施設計図書の

最終提出期限 令和6年3月15日

ただし、設計成果品の内、工事費の概算及び各階計画平面図は令和6年10月20日を提出期限とする。

概算の範囲は、各除却工事とグラウンド整備工事を含めた事業全体の概算とする。

(6) 業務委託工期 契約締結の翌日から令和6年3月25日まで

【電子納品対象業務】

電子納品の対象範囲については、「Ⅱ業務仕様4.提出成果物等」とおります。

(7) 業務委託の内容

- ① 新校舎新築（屋内運動場含む）の基本・実施設計業務
- ② 既存校舎棟（屋内運動場含む）の除却工事設計業務
- ③ グラウンドの整備工事設計業務
- ④ 上記に付帯する建築物及び外構工事設計業務
- ⑤ 上記に伴う関係諸官庁との協議、打合せ業務
- ⑥ 上記に伴う各種法令手続、申請等業務（必要となる手数料等は本業務委託費に含む）
- ⑦ 数量算出書作成・工事費積算書作成業務
提出書類は【4.提出成果物等】による。業務委託の詳細については、別紙1のとおり。
- ⑧ 地元協議会への出席

(8) 施設整備設計業務の概要について

① 新校舎及び屋内運動場新築基本・実施設計業務

- ・グラウンドに建設を行う。
- ・既存校舎を使用しながらの工事となるため、工事ヤードと学校区域を区分する安全仮設計画を立案する。
- ・駐輪場、体育器具庫、倉庫（危険物保管庫、屋外便所（グラウンド利用者用）などの附属建築物も適宜計画する。
- ・新築校舎は、エコスクール・プラスにおける事業タイプの内、
 - 1) 太陽光発電型
 - 2) 省エネルギー・省資源型
 - 3) 木材利用型

上記の3事業について認定を受ける計画であるので、それぞれの認定基準に適合する設計を行うこと。

特に、構造躯体及び内装木質化については、木材の調達方法などに配慮し、発注者と十分協議の上、範囲等を決定する。

なお、使用する木材は、市内産や京都府内産の地元産木材を過半以上使用することとし、市内産材30%以上、京都府産材30%、残りを国産または外国産材とする

ことを目標とする。

- ・将来計画として、普通教室の増築及びプールを設置する場合の建物配置を想定すること。
- ・地元協議会などで協議された施設建設への要望事項などは、取り纏めの上提示を行うので、設計に反映すること。

② 既存校舎棟及び屋内運動場の除却工事実施設計業務

- ・既存校舎棟及び屋内運動場、付帯する建築物（駐輪場・倉庫など）・工作物の除却工事設計を行う。
- ・基礎杭の撤去は、グラウンド整備に支障となる部分までを撤去する。
- ・グラウンド整備工事に関連し、解体撤去が必要な工作物類及び樹木等の撤去の設計を行う。

③ グラウンドの整備工事設計業務

- ・既存校舎棟除却跡地にグラウンドを整備する。
- ・既存グラウンドとの除却跡地との高低差の処理については、協議により決定する。
- ・新校舎建設中にグラウンドとして使用していた部分については、駐車場計画により不足する駐車用地として使用することも検討する。
- ・整備するグラウンドは、200mトラック及びテニスコートなどが確保できるものとし、その規模の上限は10,000㎡とする。
※参考 文部科学省基準必要面積 6,000㎡
- ・基礎形状の検討のため、標準貫入試験を行うこと。

試験深度 GL - 50.00m 4か所 合計200m
土質サンプル採取を行うこと。
試験場所については、協議の上決定する。

④ 上記に付帯する建築物及び外構工事設計業務

- ・駐輪場（生徒用）を整備する。駐輪台数は80台程度
整備場所は、敷地外にある現在の駐輪場を建て替える計画とする。
- ・駐車場は、職員用駐車場45台分と来客用を適宜見込むこと。また、スクールバス（29人乗り）3台分を確保し、カーポートの設置を行うこと。
- ・建築物の外構（緑化・敷地内通路・囲障など）について計画・設計を行うこと。

⑤ 上記に伴う関係諸官庁との協議、打合せ業務

- ・新校舎の整備に伴う、都市計画法、建築基準法、景観法、消防法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、大気汚染防止法、京都府福祉のまちづくり条例等各関連法規や条例に基づき、関係官庁と協議、打合せを行うこと。なお、手続きに必要な図面類の作成は本業務に含む。

⑥ 上記に伴う各種法令手続、申請等業務（必要となる手数料等は本業務委託費に含む）

- ・建築確認申請は、新校舎と駐輪場それぞれに必要なになるので留意すること。
- ・新校舎は「ZEB Ready」の認証を取得すること。それに伴い建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の認定を得ること。

⑦ 地元協議会への出席

- ・地元自治会や学校PTA、学校関係者などで構成された亀岡市立育親学園開校に向けたブロック協議会を開催し、施設のコンセプトや整備について検討を行って

いる。受注者は必要に応じて協議会に参加し、会議資料などの作成を行うこと。
なお、協議会の開催は、概ね1月に1回程度である。

⑧ その他

・学校給食は自校方式で提供することを想定しているため、給食調理室の設計を行うこと。

・建物のバリアフリー化。

京都府福祉のまちづくり条例に適合させるため、各部のバリアフリー化を行う。条例適合に必要な諸室、設備類は適宜計画する。

・太陽光発電（ソーラーパネル）及び蓄電池の設置。

屋上にソーラーパネルを設置する。ソーラーパネル取付架台及び設置方法、蓄電システム、配管ルートとなど太陽光発電設備のシステム設計を行うこと。なお、蓄電池は屋内に設置する計画とし場所は協議による。

太陽光発電により発電した電気は、校舎内で消費する。非常時には避難場所となる屋内運動場で使用できるようにし、余剰電力は売電できるように計画すること。

太陽光発電量及び蓄電池容量は、協議により決定する。

※太陽光パネル設置に伴う調整事項について

太陽光パネルの設置は、本学校に電力を供給する電力会社と協議が必要であるため、受注者は協議に参加し、協議内容に基づき必要な処置について設計を行うこと。

・校内PCネットワークの構築

本市の地域イントラネット中継盤を設置するので、本業務では中継盤以降の建物内でPCネットワークを構築すること。中継盤の設置位置は、協議により決定する。また、上記とは別に、校内通信ネットワークの整備（GIGAスクール構想）を行う。校内通信ネットワークの整備には、本市が維持メンテナンスを委託している通信事業者と協議が必要であるため、受注者は協議に参加し、協議内容に基づき必要な処置について設計を行うこと。

・機械警備の設置

改修建物には、別途機械警備システムを設置する予定であるため、設計業務時に警備会社から設計内容について協議の申し出がある場合は、協議に参加し必要な処置について設計を行うこと。

・空調機の有効利用

既存校舎の空調設備については、平成30年度に設置を行っており、再使用可能であることから新校舎に移設を行うものとする。移設については、以下の考え方により検討を行うこと

- 1) 移設については、新校舎空調計画において、既存空調機器が再使用できる箇所を検討する。
- 2) 検討の結果、再使用が可能な箇所がある場合は、移設の設計を行う。
- 3) 冷媒管などの各配管類及び電気配線などは新設とする。
- 4) 室内機については、可能な限り再利用とする。工事工程上移設が困難な箇所などについては新設する。
- 5) 再使用が出来ない機器類については、現場外の公共施設での有効利用を行う予定であるため、再使用する目的による取外しまでの設計を行うこと。

※再使用の範囲は、室内機・室外機・室外機置場の空調動力盤とする。

6) ZEBReadyの認定に影響がある場合の対処については、別途協議とする。

・将来計画への対応について

本設計業務では設計対象に含まれないが、将来整備を行う際に増築工事等が出来るように検討を行うこと。

1) 普通教室

2) プール(25m×4コース)前期課程用

- ・建物配置計画時に、上記の施設について増築するスペースについて検討を行うこと。
- ・各設備関係については、増築時の引き込みなどを考慮すること。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成 31 年改定）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 特記仕様書の適用
本特記仕様書に記載された特記事項の中で□については☑印部分を適用する。
2. 設計業務の内容及び範囲（委託欄に☑印をしたものを適用する。）

(1) 一般業務

【新校舎及び屋内運動場等新築工事設計に適用する】

(a) 基本設計☑

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）基本設計に関する標準業務のうち、別表 1-1 で指示するもの。	別表 1-1 参照
☑	建築（構造）基本設計に関する標準業務のうち、別表 1-1 で指示するもの。	〃
☑	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表 1-1 で指示するもの。	〃
☑	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表 1-1 で指示するもの。	〃
□		

(b) 実施設計☑

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）実施設計に関する標準業務のうち、別表 1-1 で指示するもの。	別表 1-1 参照
☑	建築（構造）実施設計に関する標準業務のうち、別表 1-1 で指示するもの。	〃
☑	電気設備実施設計に関する標準業務のうち、別表 1-1 で指示するもの。	〃
☑	機械設備実施設計に関する標準業務のうち、別表 1-1 で指示するもの。	〃
□		

(2) 追加業務

(a) 基本・実施共通

委託	業務内容	特記事項
☑	積算業務 <input checked="" type="checkbox"/> 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） <input checked="" type="checkbox"/> 電気積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） <input checked="" type="checkbox"/> 機械積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）	10月20日提出期限の工事の概算は、全体工事費が把握できる程度のものであるとする。
☑	透視図作成 鳥瞰（1）枚 外観（2）枚 大きさ（A3）額の有無（有）	
□	透視図の写真作成（ ）カット 枚数各（ ）枚 大きさ（ ） 電子データ（ ）	
□	模型製作 縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ）	

委託	業務内容	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁との打合せ <input checked="" type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 消防署 <input checked="" type="checkbox"/> 保健所 <input checked="" type="checkbox"/> 警察署 <input checked="" type="checkbox"/> 関係市町村 <input type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input checked="" type="checkbox"/> 電力会社 <input checked="" type="checkbox"/> ガス会社 <input checked="" type="checkbox"/> NTT <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道局 <input checked="" type="checkbox"/> その他法令手続	✓の官公署と打合せを行うこと。なお、左記以外にも必要があれば行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	各関連法規手続き業務 (京都府福祉のまちづくり条例申請、景観法届出、省エネ法など。各事前協議及び申請を含む、本校舎建設にあたり必要な申請全て)	申請手数料は業務費に含む
<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令に基づく各種法的検討・報告業務 (建築基準法、消防法、大気汚染防止法、他各関連法規)	
<input type="checkbox"/>	防災計画評定・防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務	
<input type="checkbox"/>	エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務	
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	建築物の利用に関する説明書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	住民説明等に必要な資料の作成・打合せの出席 (法令等に基づくものを除く)	月1回程度
<input checked="" type="checkbox"/>	日影図の作成(計画建築物)	必要に応じて
<input checked="" type="checkbox"/>	総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成	必要に応じて
<input checked="" type="checkbox"/>	基礎形状決定のための地耐力確認(標準貫入試験)	計200m 標本採取共
<input checked="" type="checkbox"/>	構造検討及び構造計算に必要な構造図の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	Z E B R e a d y の認定及び建築物省エネルギー性能表示制度(B E L S)の認定	
<input checked="" type="checkbox"/>	敷地全体の測量(建築確認申請用)を行い、土地面積求積図を作成する	

【既存校舎・屋内運動場等建物除却工事設計及びグラウンド整備工事設計に適用する】

(1) 一般業務

(a) 基本設計 (※基本設計はグラウンド整備工事に適用する)

委託	業務内容	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	建築(総合)基本設計に関する標準業務のうち、別表1-2で指示するもの。	別表1-2参照
<input checked="" type="checkbox"/>	建築(構造)基本設計に関する標準業務のうち、別表1-2で指示するもの。	〃
<input checked="" type="checkbox"/>	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1-2で指示するもの。	〃
<input checked="" type="checkbox"/>	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1-2で指示するもの。	〃

(b) 実施設計

委託	業務内容	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	建築(総合)実施設計に関する標準業務のうち、別表1-2で指示するもの。	別表1-2参照
<input checked="" type="checkbox"/>	建築(構造)実施設計に関する標準業務のうち、別表1-2で指示するもの。	〃
<input checked="" type="checkbox"/>	電気設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1-2で指示するもの。	〃
<input checked="" type="checkbox"/>	機械設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1-2で指示するもの。	〃

(2) 追加業務

(a) 基本・実施共通

委託	業務内容	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	積算業務 <input checked="" type="checkbox"/> 建築積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成) <input checked="" type="checkbox"/> 電気積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成) <input checked="" type="checkbox"/> 機械積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)	10月20日提出期限の工事の概算は、全体工事費が把握できる程度のものとする
<input checked="" type="checkbox"/>	透視図作成 鳥瞰 () 枚 大きさ () 額の有無 ()	新校舎と合わせて作成する。
<input type="checkbox"/>	透視図の写真作成 () カット 枚数各 () 枚 大きさ () 電子データ ()	
<input type="checkbox"/>	模型製作 縮尺 () 主要材料 () ケースの有無 ()	
委託	業務内容	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁との打合せ <input checked="" type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 消防署 <input checked="" type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> 警察署 <input checked="" type="checkbox"/> 関係市町村 <input type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input checked="" type="checkbox"/> 電力会社 <input checked="" type="checkbox"/> ガス会社 <input checked="" type="checkbox"/> NTT <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道局 <input checked="" type="checkbox"/> その他法令手続	✓の官公署と打合せを行うこと。なお、左記以外にも必要があれば行うこと。
<input type="checkbox"/>	建築確認申請・各関連法規手続き業務 (建築確認申請(増床・EV)、福祉のまちづくり条例申請、景観法届出、各事前協議申請を含む)	
<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令に基づく各種法的検討業務 (都市計画法、建築基準法、大気汚染防止法、他各関連法規)	
<input type="checkbox"/>	防災計画評定・防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務	
<input type="checkbox"/>	エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務	
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成	
<input type="checkbox"/>	建築物の利用に関する説明書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	住民説明等に必要な資料の作成・打合せの出席 (法令等に基づくものを除く)	月1回程度
<input type="checkbox"/>	日影図の作成(計画建築物)	
<input type="checkbox"/>	総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成	
<input type="checkbox"/>	基礎形状決定のための地耐力確認(標準貫入試験)	

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によって行う。
- (b) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準によって行う。
- (c) 積算業務は、監督職員からの承諾を受けた設計図書及び適用基準等によって行う。
 なお、数量算出時及び数量調書作成時に営繕工事積算チェックマニュアルを用いてチェックを行うこと。
- (d) 建築改修に伴う既存設備機器の安全確認等については各設備技術者と協議を行う

こと。

- (e) 2,000㎡を超える建築物の建築設備については建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)第18条第4項に基づき建築設備士の意見を聞くこと。
建築設備士に意見を聴いた設計図書等の全てに①建築設備士の意見を聴いたこと、②建築設備士の氏名及び登録番号(建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号。以下同じ。)第17条の35の登録を受けている場合)を記載するとともに設計図書の表紙等に意見を聴いた建築設備の種類及び設計図書の範囲を併せて記載すること。

(2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとす

建築工事設計図書作成基準	平成 28	年制定
建築設備工事設計図書作成基準	平成 30	年版
建築設計基準	令和 元	年改定
建築構造設計基準	平成 30	年制定
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	平成 25	年制定
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	平成 8	年制定
木造計画・設計基準	平成 29	年改定
建築設備計画基準	平成 30	年版
建築設備設計基準	平成 30	年版
建築設備設計計算書作成の手引	平成 30	年版
建築設備耐震設計・施工指針	2014	年版
昇降機耐震設計・施工指針	2016	年版
雨水利用・排水再利用設備計画基準	平成 28	年版
構内舗装・排水設計基準	平成 27	年制定
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	平成 31	年版
公共建築工事標準仕様書(電気設備/機械設備工事編)	平成 31	年版
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	平成 31	年版
公共建築改修工事標準仕様書(電気設備/機械設備工事編)	平成 31	年版
公共建築木造工事標準仕様書	平成 31	年版
建築物解体工事共通仕様書	平成 31	年版
敷地調査共通仕様書	令和 元	年改定
建築工事標準詳細図	平成 28	年版
公共建築設備工事標準図(電気設備/機械設備工事編)	平成 31	年版
工事監理指針(建築・電気・機械 ※参考図書とする)	令和 元	年版
建築改修工事監理指針	令和 元	年版
電気設備工事監理指針 / 機械設備工事監理指針	令和 元	年版
公共建築工事積算基準	平成 28	年12月版
公共建築数量積算基準	平成 29	年版
公共建築設備数量積算基準	平成 29	年版
公共建築工事標準単価積算基準	令和 2	
営繕工事積算チェックマニュアル	平成 30	年版

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を添付する。

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③管理技術者通知書
- ④管理技術者経歴書
- ⑤管理・主任技術者実績

上記の④及び⑤には次の内容を記載する。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成24年度以降の同種又は類似業務の実績、平成24年度以降に担当した亀岡市発注の業務実績及び手持業務の状況
- (b) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成24年度以降の同種又は類似業務の実績、平成24年度以降に担当した亀岡市発注の業務実績及び手持業務の状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、平成24年度以降の同種又は類似業務の実績
- (d) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・平成24年度以降の当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- (e) プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合の業務履行
プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合、技術提案書により提案された履行体制により本業務を履行すること。

注1) 建築士については、免許証等の写しを添付すること。

注2) 添付した免許証については、免許証の原本と本人確認書類を提示し、監督職員の確認を受けること。

注3) 業務を再委託する場合は、設委様式-3「業務委託承諾願」を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

注4) 協力事務所に所属する建築士については、業務委託承諾願に免許証の写しを添付すること。

注5) 協力事務所に所属する建築士については、受託者において免許証の原本と本人確認書類の照合を行い、確認結果を報告すること。

注6) 建築士の免許証の原本確認にあたり、原本の提示が行えない場合等には監督職員に報告すること。

注7) 建築士の免許証の確認が出来ない場合には、本業務の担当者として認めない場合があるので注意すること。

注8) 「平成24年度以降の同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

① 平成24年度以降に完成した施設の設計業務実績

② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

③ 次を満たす施設の設計業務実績

(ア) 同種業務の実績における対象施設は、中学校、小学校とする。

(イ) 類似業務の実績における対象施設は、公共施設の新築・増築・改築設計業務とする。

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

(5) 貸与資料等

貸与する資料等 適用基準等のうち、貸与とされているもの

本仕様書文中で、貸与としているもの

- 本施設の図面(必要な部分のコピー)
- 既存施設の最新の建築確認申請書
- 既存施設の図面
- 標準設計例

貸与品は契約書の規定に基づき管理し、所定の時期、場所に返却のこと。

貸与場所 (市役所庁舎4階教育総務課) 貸与時期 (契約締結後)
返却場所 (同上) 返却時期 (履行期間内)

【貸与資料目録】

(1) 建築確認申請

- ① 育親中学校校舎改築工事(現校舎)
昭和55年10月17日付
添付書類
確認申請書、確認済証、検査済証、図面(青焼き)、構造計算書
- ② 育親中学校校舎増築工事(最新の建築確認申請書)
平成9年6月9日付
添付書類
確認申請書、確認済証、検査済証、図面(青焼き)、構造計算書

(2) 貸与図面等

- ① 育親中学校校舎改築工事(現校舎)
昭和55年度
製本図面(A1版) 原図(A1版 トレーシングペーパー)
(※建築意匠図 構造図 電気設備図 機械設備図)
- ② 育親中学校校舎増築工事
昭和56年度
原図(A1版 トレーシングペーパー)
(※建築意匠図 構造図 電気設備図 機械設備図)
- ③ 育親中学校校舎増築工事
平成9年度
製本図面(A1版) 原図(A1版 トレーシングペーパー)
(※建築意匠図 構造図 電気設備図 機械設備図)
- ④ 育親中学校屋内運動場改築工事
昭和56年度
原図(A1版 トレーシングペーパー)
(※建築意匠図 構造図 電気設備図 機械設備図)
- ⑤ 育親中学校空調設備工事
平成30年度
製本図面(A1版) CADデータ(JWW 平面図程度)

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- (c) その他

(7) その他、業務の履行に係る条件など

- (a) 指定部分*の範囲 (な し)
指定部分の履行期限 ()
- (b) 成果物の提出場所 (教育部教育総務課)
- (c) 成果物の取り扱いについて
提出された CAD データについては、本施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図、完成図の作成及び完成後の維持管理に使用する。
- (d) 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
① 写真は、本市が行う事務並びに本市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
1) 写真を公表すること。
2) 写真を他人に閲覧させる、複写させる、又は譲渡すること。
- (e) 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲について
新校舎整備工事設計業務は別表 1-1 による。各除却工事及びグラウンド整備工事実施設計は別表 1-2 による。
- (f) 除却工事設計業務における図面目録について
別表 2-1 による。

4. 提出成果物等

- (1) 提出成果物は下表のうち委託欄の✓印部分を適用する。(数字は提出部数を示す)
図面の大きさ 基本・実施設計共通 A-1 A-2、
原図(トレーシングペーパー又は普通紙) 正本には設計者名を記名して提出すること。
また、製本図面 (A 1 版 1 冊 A 3 縮小版 3 冊) を納品すること。

(2) 電子納品 (実施対象)

本業務委託は、本市における CALS/EC の取り組みの一環として電子納品の対象であり、成果品について、国土交通省の各電子納品要領、亀岡市電子納品ガイドライン(案)に基づき実施しなければならない。また、受託者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法について、監督職員と業務の着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い亀岡市電子納品ガイドライン(案)で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

また、業務完了時には設計業務等成果納品書及び電子媒体(CD-Rなど)の提出を行い、発注者によるエラーチェックを受け、不備が有る場合は修正を行った上で再提出を行うこと。

なお、電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。

- 準拠要領等 「建築設計業務等電子納品要領」国土交通省官庁営繕部
「亀岡市電子納品ガイドライン(建築設計等業務編)(案)」
※「亀岡市電子納品ガイドライン」については本市ホームページにて公開しているので、必要に応じ参照すること。

【新校舎及び屋内運動場等整備工事設計に適用する】

(3) 基本設計☑

委託	成 果 物 名	原因・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築意匠》			
☑	基本設計図（平面計画案 3案提出） ・仕様概要書・仕上表・面積表・各階平面図・立面図	1部	2部	☑対象
☑	設計説明書 ・設計方針（環境等配慮事項、経済設計、持続可能仕様、省エネ、安全性などの方針） ・計画概要（建築計画、構造計画、動線計画、景観計画、供給・処理施設計画） ・法令適合方針（建築基準法、バリアフリー関連法規・条例、景観法、消防法、他関連法規） ・機種等比較検討書（昇降機・太陽光発電など）	1部	2部	☑対象
☑	工事費概算書	1部	2部	☑対象
	《建築構造》			
☑	基本構造計画案 ・構造検討	1部	2部	☑対象
☑	構造計画概要書	1部	2部	☑対象
	《設 備》			
☑	基本設計図 ・配置図（給排水・電気・引込み計画、雨水・雑排水・汚水排水経路） ・平面図（便所等機器類図示） ・雨水利用計画（雨水タンク等）	1部	2部	☑対象
☑	設備計画概要書、仕様概要書	1部	2部	☑対象
☑	工事費概算書	1部	2部	☑対象

(4) 実施設計☑

委託	成 果 物 名	原因・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築工事》			
☑	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書	1部+縮小1	1部+縮小2	☑対象
☑	構造検討書	1部	1部	☑対象
☑	構造設計図、構造仕様書	1部+縮小1	1部+縮小3	☑対象
☑	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	☑対象*
☑	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）	1部+CD-R	1部	☑対象
☑	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	☑対象
	《設備工事》			
☑	設備設計図	1部+縮小1	1部+縮小2	☑対象
☑	設備設計計算書	1部	1部	☑対象
☑	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	☑対象*
☑	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）	1部+CD-R	1部	☑対象
☑	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	☑対象

<input checked="" type="checkbox"/>	関連法規届出・申請書、他（別表3による）	1部+CD-R	2部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	日影図（※必要な場合のみ）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	数量算出チェックリスト及び積算数量調査チェックリスト	1部		<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各種官庁届出書等	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

(5) 基本・実施共通

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁打合せ報告書（建築、電気、機械）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	透視図（鳥瞰1パターン 内部透視図3パターン）	1式	1部（写真）	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input type="checkbox"/>	模型（ ）	1式	1部（写真）	<input type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	着色立面図（景観法届出用）4立面	1式	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
	資料、報告書類			
<input checked="" type="checkbox"/>	現地測量等調査報告書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	地質調査報告書	2部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各技術資料	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	各調査記録書（現地調査、施設調査等）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	空气中アスベスト濃度調査結果（ヶ所）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	建材等のアスベスト含有調査結果（検体）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象

※アスベスト含有調査は、定性分析及び定量分析をそれぞれ記載の検体数行うこと。
分析対象とする建材等は、協議により決定する。

注 * =Excel、Wordで作成された場合、写真の場合。

縮小=縮小版（A-3判）の原図、製本を提出。（写真）=額入りとする。

図面=原図（図面ファイル入）、製本（背張り製本）。書類=正本、副本（フラットファイル綴程度）。

【既存庁舎建物除却・体育館除却・グラウンド整備工事設計に適用する】

(6) 基本設計 （※基本設計はグラウンド整備工事にのみ適用する）

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築意匠》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図 ・仕様概要書・平面図	1部	2部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計説明書 ・設計方針（環境等配慮事項、経済設計、持続可能仕様、省エネ、安全性などの方針） ・計画概要（建築計画、構造計画、動線計画、景観計画、供給・処理施設計画） ・法令適合方針（建築基準法、バリアフリー関連法規・条例、景観法、消防法、他関連法規）	1部	2部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

	・工法等比較検討書（基礎形状等） ※新校舎と併せてもよい			
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	1部	2部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《建築構造》			
<input type="checkbox"/>	基本構造計画案 ・構造検討	1部	2部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	構造計画概要書	1部	2部	<input type="checkbox"/> 対象
	《設 備》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図 ・配置図（水道・電気・ガス等引込み計画、 雨水・雑排水・汚水排水経路）	1部	2部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	設備計画概要書、仕様概要書	1部	2部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	1部	2部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

(7) 実施設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築工事》			
<input checked="" type="checkbox"/>	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書	1部+縮小1	1部+縮小2	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	構造計算書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	構造設計図、構造仕様書	1部+縮小1	1部+縮小3	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）	1部+CD-R	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《設備工事》			
<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計図（解体・撤去図）	1部+縮小1	1部+縮小2	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計計算書（グラウンド整備）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）	1部+CD-R	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	建築確認申請書、他	1部+CD-R	4部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	日影図（※必要な場合のみ）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	数量算出チェックリスト及び積算数量調書チェックリスト	1部		<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各種官庁届出書等	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

(8) 基本・実施共通

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁打合せ報告書（建築、電気、機械）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	透視図（鳥瞰1パターン 内部透視図3パターン）	1式	1部(写真)	<input type="checkbox"/> 対象*

<input type="checkbox"/>	模型 ()	1 式	1 部(写真)	<input type="checkbox"/> 対象*
	資料、報告書類			
<input type="checkbox"/>	現地測量調査報告書	1 部	1 部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	地質調査報告書	2 部	1 部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各技術資料	1 部	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	各調査記録書(現地調査、施設調査等)	1 部	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	空气中アスベスト濃度調査結果 (ヶ所)	1 部	1 部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	建材等のアスベスト含有調査結果(35 検体)	1 部	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

※アスベスト含有調査は、定性分析及び定量分析をそれぞれ記載の検体数行うこと。
分析対象とする建材等は、協議により決定する。

注 * =Excel、Word で作成された場合、写真の場合。

縮小=縮小版(A-3 判)の原図、製本を提出。(写真)=額入りとする。

図面=原図(図面ファイル入)、製本(背張り製本)。書類=正本、副本(フラットファイル綴程度)。

5. その他の特記事項

(1) 現地調査(下記 a~h のうち口欄に✓印記入項目を適用する。)

- a 設計計画に伴う測量及び施設調査(電気、給排水、汚水等)(敷地全体)
測量等の方法 専門業者による測量及び調査
設計事務所職員等による測定及び調査

- b 構造計画に伴う地質調査(ボーリング調査)

国土交通大臣官房官庁営繕部監修 敷地調査共通仕様書によるボーリングとし、
調査ロータリー式ボーリング機により、深度は50m・1個所とし、1mごとの標準
貫入試験と土質サンプルの採取及び試験等を行うこと。
(地質調査報告書 2部及び土質標本 1式提出。)

- c 既存建築物改修・除却工事における建材のアスベスト含有調査

石綿の含有の可能性のある建材(大平板・床タイル・石膏ボードなど、設備機器及び配管の
保温材等)について、資料を採取し分析調査(定性・定量分析)を行う。石綿含有部材
に関しては、法令に遵守して処理出来るよう図面に反映させる。

- d 既存建築物改修・除却工事におけるPCB調査

変圧器・照明器具などについて調査を行うこと。調査結果は、法令に遵守して処理出
来るよう図面に反映させる。
(メーカー名、製造年、品番などで確認する。また、必要に応じてメーカーにPCB
含有について証明書の発行を依頼すること。)

- e 既存建築物改修・除却工事における内部備品調査

※各建物の内の備品の大きさ、重さを調査する。調査結果は調査リストを作成し、提
出すること。

- f 周辺工作物(架空線、埋設配管、アンテナ、構造物、擁壁、塀等)調査

敷地内及び敷地周辺の工作物などに関して、工事の際に損傷の恐れが無いが、及び隣
接地への影響の有無を含め外観・目視調査を行い、工法検討等行うこと。また、損傷
の恐れなどが有る場合は、有効な仮設計画、提案をまとめるとともに、設計図面に反
映させること。

- g 電波障害調査(調整要)

既設テレビ電波障害対策設備受信部(解体建物塔屋に設置)の移設先選定のための

電波状況調査、及び移設の設計を行うこと。

☑h 設備機器等調査

工事に伴い、撤去・処分が必要な設備機器などについて十分な調査を行うこと。
必要に応じて設計図面に反映させること。

☑I 打合せ会の出席

本市職員との打ち合わせ協議に出席し、必要に応じて計画案の説明などを行うこと。
また、それに伴う資料の作成を行うこと。

(2) 製図

- (a) 製図法は、JISA0150（建築製図通則）及び JISZ8310（製図総則）による。
- (b) 製図は「国土交通省電子納品要領」、「京都府電子納品運用ガイドライン（建築工事及び建築設計業務等）」に基づき CAD（Jww形式）にて作成する。
- (c) 寸法数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。
- (d) 図面枠、特記仕様書は、本市が定めた様式とし、記載事項についてはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- (e) 表紙及び図面リストを作成すること。また、既存建物の CAD データは、各階平面図しか無い場合、図面については、既存紙図面を基にデータ化を行い、提出すること。
- (f) 仮設参考図（仮囲い、鉄板敷き等）を作成し、積上げ共通仮設費の根拠とすること。
- (g) 提出する CAD データについては、1つのファイルに1枚の図面とすること。同一ファイル内に複数の図面データは収録しないこと。

(3) 設計図書

- (a) 構造計算書の様式は、（一社）日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。
- (b) 特殊な構造を使用する場合においては、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は業務委託料に含まれるものとする。
- (c) 電気及び機械設備計算書は上記Ⅱ 3. (2)「適用基準等」によることとし、計算にあたってはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- (d) メーカーの資料については、事前に監督職員の指示を受けるものとし、図面には原則として特定の製品名、会社名をつけない。やむを得ず製品名を記載する場合は同等品の指示を付記する。なお、メーカー等が作成した図面の提出は認めない。
- (e) 積算内訳書書式は、建築工事（建築設備工事）標準内訳書書式による。
- (f) 材料・施工単価は R I B C 2 システム内の単価表による。この単価表にない項目については、月間・季刊刊行物の掲載価格（複数誌の平均価格）とする。単価は各刊行物による市場単価、複合単価とし、掲載単価の適用条件が現場条件と乖離している場合や単価の掲載がない場合は、見積りによることができる。
- (g) 刊行物単価を使用する場合は、使用する刊行物の名称や発行月等をまとめた刊行物等一覧表を作成すること。また、各刊行物単価の掲載単価の比較を行い、採用単価の工種・項目・条件・掲載項等を一覧にした「単価表」を作成し、提出すること。
歩掛りによる複合単価の場合は、R I B C 2 内訳書作成システム内において複合単価表（代価表）を作成すること。
- (h) 上記 f・gにて積算の出来ない工種・材料等については、見積りを徴すること。見積りについては、見積り項目・条件を統一し、原則として3社以上徴すること。また、実勢価格（実勢掛率）の調査を行い、見積比較表を作成すること。
- (i) カタログ等の掲載単価を採用する場合は、見積りと同様に実勢価格（実勢掛率）の調査を行い、前項gに規定する「単価表」を作成し、カタログ（該当部の写し）と共に提出すること。なお、本工事における主要な資材・工法等については見積りを徴すること
- (j) 工事積算数量算出書は、1つのファイル内に集計表及び計算式、計算根拠をまとめること。
なお、各種目単位でファイルを分けることは可とする。

- (k) 諸資材は、“つとめて” 京都府内産を使用するよう考慮すること。
- (l) 設計書及び図面のまとめ方(分離発注方式など)については、別途協議により決定する。

(4) 検査等

- (a) 提出した設計図書は、監督職員の検査に合格しなければならない。
なお、検査の結果、指摘された事項は、速かに訂正しなければならない。
- (b) 工事中、設計図書に疑義が生じたとき等は、担当者を現場に派遣し説明すること。
- (c) 工事完成後の図面に訂正がある場合は修正を速に行うこと。

(5) その他

国庫負担金等の申請に係る面積計算資料その他必要な資料作成に協力すること。
予算要望に係る概算工事費等の算出を、設計過程であっても依頼する場合があるので協力すること。
業務期間終了後も、会計検査等にあたり、設計根拠等の確認をする場合があるので、協力すること。

(6) その他、業務の履行に係る条件等

①インターネットメールの使用について

協議、確認、その他打合せ事項等において、インターネットメール（以下、メール）を利用して資料等の送付を行う場合は、図面（JWW）、エクセル、ワード、PDF形式とすること。その他リビック内訳書などについては、PDF形式に変換して送付を行うこと。

本市のメールシステム上、送受信のできないファイルは、記録媒体に記録し、郵送などで送付すること。

『工事費積算書（内訳書）の電算入力について』

今回の設計業務委託のうち、工事費の積算については、数量算出書の他、内訳書については営繕積算システム RIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）内訳書作成システムによって入力した CD-R を提出して下さい。

RIBC2については下記の（一財）建築コスト管理システム研究所との内訳書作成システム利用契約を結び、本市より供給する名称及び標準単価ファイルと併せて入力作業を行って下さい。

入力するのは内訳書（内訳明細書、別紙明細書、代価表）の各項目（名称、数量、単位、単価（参考単価）、備考欄）とします。

なお、利用契約の経費は業務委託料に含まれています。

記

* 営繕積算システム RIBC2 の問い合わせ先

（一財）建築コスト管理システム研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33

契約関係 TEL:03-3434-3290

システム関係 TEL:03-5425-2518 FAX:03-5425-2519

利用契約の経費

内訳書作成システムの契約にあたっては、

利用料金：1ライセンス×1ヶ月@10,000円〔消費税別〕が必要です。

※契約時には別途消費税が必要となります。

なお、本システム及び操作マニュアルは、（一財）建築コスト管理システム研究所のホームページからのダウンロード版となります。システム CD-R 及び冊子マニュアルが必要な場合には、別途料金が必要となります。

1セット@5,000円〔消費税別〕（上記利用料金に加算されます。）

※業務委託料には含まれません。

* RIBC2 の動作環境（以下のシステムを準備して下さい）

Windows 版の場合

	RIBC2
OS	Windows 10 Windows 8.1
	.NET Framework 4.5.2 以上のインストールが必要
その他	システム、及び操作マニュアルについては、ダウンロードによる配布

一部のインクジェットプリンタ等では有効印字領域が狭いため、正常な印刷ができないことがあります。

【新校舎及び屋内運動場等整備工事設計に適用する】

設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

	平成 31 年国土交通省告示第 98 号の業務内容		適用※	備考
基本設計に関する標準業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	○	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	○	
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○	
(5) 基本設計図書の作成		○		
(6) 概算工事費の検討		○		
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		○		
実施設計に関する標準業務	(1) 要求等の確認	i) 建築主の要求等の確認	○	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	○	
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	○		
	ii) 建築確認申請図書の作成	○		
(5) 概算工事費の検討		○		
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		○		
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等			
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等			

※ 本業務委託において、発注者が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び、受注者で行う業務を「○」で示す。

【既存庁舎建物除却・体育館除却・グラウンド整備工事設計に適用する】

設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

	平成 31 年国土交通省告示第 98 号の業務内容		適用※	備考
基本設計に関する標準業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	○	グラウンド整備
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議		
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査		
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ		
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ			
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討		
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明		
(5) 基本設計図書の作成		○	グラウンド整備	
(6) 概算工事費の検討		○		
(7) 基本設計内容の建築主への説明等				
実施設計に関する標準業務	(1) 要求等の確認	i) 建築主の要求等の確認	○	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	×	
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	○	
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	○		
	ii) 建築確認申請図書の作成	×		
(5) 概算工事費の検討		○		
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		○		
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等			
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等			

※ 本業務委託において、発注者が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び、受注者で行う業務を「○」で示す。

別表 2-1

【既存庁舎建物除却・体育館除却・グラウンド整備工事設計に適用する】

実施設計に係る図面目録について（参考）

本業務は下記の図面目録を参考に、実施設計の成果品をとりまとめること。

※1 本図面目録は、設計図作成成果を想定した参考資料であり、実施設計の成果を拘束するものではない。実施設計の成果として、本図面目録とは違う内容の成果品となることは差し支えないものとする。（ただし、監督職員と協議すること）

※2 実施設計の成果として、本図面目録から変更があった場合については、設計変更の対象とはしない。（設計の条件が著しく変わった場合等を除く。）

工事区分	図 名	枚 数	備 考
建築意匠	図面リスト	1	本市書式による グラウンド
	特記仕様書	4	
	工事区分表	1	
	案内・配置図・附近見取図	1	
	仕上表	4	
	平面図	7	
	屋根伏図	3	
	立面図	3	
	断面図（昇降機含む）	3	
	矩計図	1	
	平面詳細図（昇降機含む）	1	
	部分詳細図（昇降機含む）	1	
	展開図		
	天井伏図	3	
	建具表		
	各階伏図	3	
	外構図	2	
仮設計画図			
建築構造	特記仕様書		
	基礎伏図	1	
	構造伏図	3	
	断面リスト図	3	
	軸組図（昇降機含む）	3	
	構造詳細図（昇降機含む）		
	鉄骨標準図（昇降機昇降路）		
	溶接基準図（昇降機昇降路）		
	土質柱状図		
山留参考図			
電気設備	図面リスト	1	
	特記仕様書	2	
	案内・配置図・立面図	1	
	受変電設備	1	
	分電盤	3	
	系統図	2	
	機器姿図・仕様書	2	
	新設 配線図・平面図	2	
	撤去 配線図・平面図	3	
	部分詳細図	1	
	仮設 平面図		

工事区分	図名	枚数	備考
機械設備	図面リスト	1	
	特記仕様書	2	
	案内・配置図・立面図	1	
	機器表	1	
	系統図	1	
	新設 配管・ダクト平面図	2	
	撤去 配管・ダクト平面図	4	
	部分詳細図	1	
	仮設 平面図		